# 令和６年度

# 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

※動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より、
資料等確認報告をお願いします。

資料等確認報告をもって、令和６年度の集団指導への出席とします。

船橋市　指導監査課

# 令和６年度障害福祉サービス事業者等集団指導　共通編

令和６年度　船橋市指導監査課　介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

## 1　令和６年度集団指導について

・令和６年度集団指導について(P3)
・緊急連絡先の登録について（P4）

## 2　各種お知らせ等

・障害福祉課からのお知らせ（P6）
・療育支援課からのお知らせ（P22）

## 3　令和６年度基準改正及び報酬改定について（全サービス共通編）

・全サービス共通(P31)

## 4　令和６年度基準改正及び報酬改定について（各サービス編）

・訪問系（P60）※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
・相談系（P68）※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
・通所・入所系（P86）※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援
・グループホーム等（P130）※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所（共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設）
・児童系（P165）※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

# 令和６年度集団指導について

## はじめに

日頃より船橋市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
本市では、障害福祉サービスの適正な運営を確保するため、市内事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。
令和６年度集団指導では、主に「令和６年度の基準改正、及び報酬改定」についてご説明させていただきます。

## 視聴にあたって

・集団指導資料は本資料（パワーポイント）と全録編（ＰＤＦ）の２つとなります。
全録編はサービスごとに作成し、集団指導のホームページに掲載しています。
・本資料（パワーポイント）では「令和６年度の基準改正、及び報酬改定のポイント」を中心に掲載しております。本資料の他に確認いただきたい事項もありますので、実施サービスの全録編も必ず併せてご確認いただきますようお願いいたします。

# 緊急連絡先の登録について

本集団指導における受講確認報告の際に、緊急連絡先の登録を併せてお願いします。
報告後に変更があった際は、下記ホームページより変更の手続きをご確認ください。

## 緊急連絡先の登録について

災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

# 令和６年度障害福祉サービス事業者等集団指導　共通編

令和６年度　船橋市指導監査課　介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導


## １　令和６年度集団指導について

・令和６年度集団指導について(P3)　　・緊急連絡先の登録について（P4）

## ２　各種お知らせ等

・障害福祉課からのお知らせ（P6）　　・療育支援課からのお知らせ（P22）

## ３　令和６年度基準改正及び報酬改定について（全サービス共通編）

・全サービス共通(P31)

## ４　令和６年度基準改正及び報酬改定について（各サービス編）

・訪問系（P60）※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

・相談系（P68）※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

・通所・入所系（P86）※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援

・グループホーム等（P130）※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所（共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設）

・児童系（P165）※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

# 地域連携推進会議等の開催について①

## 概要

令和６年４月からグループホーム及び施設入所支援を行う事業所において『地域連携推進会議』の実施と『住居の訪問』が新たに義務付けられました。（令和７年３月３１日までは努力義務）
行わない場合は、指定基準違反となる可能性があります。

## 実施方法について

厚生労働省より公開されている「地域連携推進会議の手引き」にのっとって会議の実施等を行っていただきますが、一部、国の手引きと異なる船橋市独自の指針を定めています。この指針では、市として事業者に求める水準や具体的な事務運用などを記載しています。市ホームページよりご確認をお願い致します。

# 地域連携推進会議の開催について②

## 実施上の注意点　個人情報等の取り扱いについて

　会議を構成する地域連携推進員に安心して参加していただくために、地域連携推進員（事前の打診段階における候補者も含む）の個人情報及びその公開（議事録の記載等）については、**事前同意を徹底する**など利用者の個人情報の取り扱いに準じて適切に取り扱うようお願いいたします。

　その他、下記の例を参考に適切に必要な情報を提供し、円滑に会議等が行われるようご配慮ください。

（例）

・地域連携推進員として会議に参加した場合、どのような内容が公開されるのか

・公開の方法はどのようなものか

# 国保連請求事務にあたっての注意事項①

## 概要

障害福祉サービス事業所が、障害福祉サービス等の報酬の支払いを確実かつ円滑に受けるためには、国や自治体の法令等に従って正しい請求を行うことが必要です。
以下の通知等をよくご確認の上、適切な請求にご協力ください。

## 参考となる資料・通知等

「障害福祉サービス・障害児支援　請求事務ハンドブック　サービス提供事業所のみなさまへ」（国民健康保険中央会）

「船橋市障害者計画相談支援ガイドライン」（船橋市ホームページ）

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省）

※この基準に付随する形で報酬を算定する上での留意事項の通知も発出されておりますため、併せてご確認ください。

# 国保連請求事務にあたっての注意事項②

## よくある間違い・請求にあたってのお願い

・利用者負担上限月額に関する誤りが多いため、利用者の利用者負担上限月額、サービスの利用状況を把握し、必要に応じ上限額管理を行うことを徹底してください。

・過誤申し立てを行った後の再請求において、当初請求を修正せず再請求し、再返戻となるケースが多いため、再請求にあたっては確実に修正等を行ってください。

・請求ソフトの入力方法については、国保連合会の簡易入力ソフトを使用している場合は、千葉県国保連ヘルプデスク（０５７０-０５９-４０１）へ。他の会社が提供しているシステムの場合は提供元へお問い合わせください。

# 障害者差別解消法について

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる 社会（共生社会）を実現することを目指しています。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする 「不当な差別的取扱い」 を禁止し、障害のある人から申出があった場合に 「合理的配慮の提供」 を求めることなどを通じて、「共生社会」 を実現することを目指しています。
- 令和３年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供 が義務化されました。
- 改正障害者差別解消法は令和６年４月１日に施行されます。

## 例えば障害のある人が来店したときに…

### 不当な 差別的取扱い　禁止

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供 を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限 すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止され ています。

### 合理的 配慮の提供　令和６年４月１日から事業者も義務

- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必 要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で 対応することが求められます。
- 「合理的 配慮の提供」 に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互 いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

### 【留意事項】

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。
また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかも、個別の場面ごとに判断する必要があります。
事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます！

## 障害者差別解消法の対象

【障害者】
- 本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。
- 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障害のあることも含まれます）。

【事業者】
- 本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。
- 個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【分野】
- 教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。

※雇用、就業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）の定めることによるとされています。

# 障害者虐待防止　はーぷリーフレット①

*障害者への虐待、差別は・・*

- 虐待や差別はどこでも起こりうる身近な問題です。
- 虐待を行っている人に、虐待をしている認識が無い場合もあります。
- 自身も、虐待や差別だと認識出来ず、被害を訴えられない場合もあります。

～～§障害者虐待とは？～～

障害のある方の尊厳をおびやかす行為です。このような行為を防ぐために障害者虐待防止法があります。

～～§障害者差別とは？～～

障害を理由に不当な差別的扱い（区別や排除）、合理的配慮の不足（平等な機会を提供しない）

上記が疑われる場合はすみやかに相談・通報して下さい。

（通報や届け出をした方の情報は守られます）

§対象となる障害の方は・・

身体、知的、精神（発達・高次脳機能障害含）のある方や、そのほかに心身の障害や社会的障壁により、日常生活や社会参加が困難で援助等の必要な方です。

## HARP♪　は・・

**H**uman　【あなたの】

**A** lly　【味方になって】

**R**ight　【大切な権利を】

**P** rotect　【守る】

お手伝いをします

「電話は２４時間３６５日受け付けます・・・」

●はーぷ開所時間（相談）
：午前１０時～
午後６時まで。

※・・夜間・土・日・祝祭日年末年始等は転送電話にてお受けいたします。

※・・虐待の通報は時間外でも受付をしています

●*生命の危険性が高い時は警察（１１０番）や救急（１１９番）へ通報して下さい。*

*基幹相談支援センター事業*

*船橋市障害者虐待防止センター*

## HARP（はーぷ）

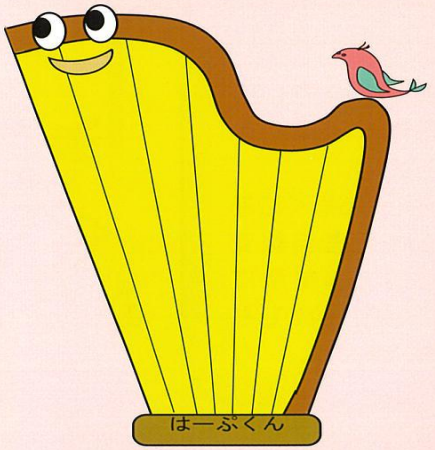


特定非営利活動法人
船橋福祉相談協議会
TEL: 047-401-8495
FAX: 047-401-8496
E-mail: harp-funabashi@iris.ocn.ne.jp
http://flat-funabashi.com/hurp/about2/

# 障害者虐待防止　はーぷリーフレット②

**障害者虐待、差別の種類は・・**

### 養護者による虐待
・身辺の世話や金銭の管理を行っている家族や兄妹、その親族又は同居人などによる虐待を言います。

### 障害者福祉施設従事者による虐待
・福祉施設や福祉サービス事業所、相談支援センターなどで働いている職員からの虐待を言います。

### 使用者による虐待
・障害者を雇用している事業主などによる虐待を言います。

### 障害者差別
・不当な差別（区別する）など。
・合理的配慮の不足（平等性に欠ける

通報　通報

**虐待防止センター**
**はーぷ**
**047－401－8495**

虐待を発見したら先ずは連絡を下さい。
また、お近くにある障害者相談支援等の事業所にご相談されても構いません。

報告

千葉県や船橋市へ直接お電話を掛けても構いません！

中央障害者相談センター（船橋分室）
平日午前９時から午後５時
TEL047-424-0167
FAX 043291-8488

船橋市役所　障害福祉課
【平日午前９時から午後５時】
TEL：０４７－４３６－２３４５
FAX：０４７－４３３－５５６６

報告

千葉県障害者権利擁護センター
【平日午前９時から午後５時】
TEL:０４３－２２３－１０２０
FAX:０４３－２２２－４１３３

**虐待・差別の種類は**

| 身体的な虐待 | 性的な虐待 | 心理的な虐待 | 放棄・放任 | 経済的な虐待 |
|---|---|---|---|---|
| ・殴る<br>・蹴る<br>・叩く<br>・つねる<br>・不要な薬を飲ませる<br>・縛るなど。 | ・性交・裸にする<br>・キスをする<br>・わいせつな行為をする、させる<br>・性器への接触<br>など。 | ・怒鳴る<br>・ののしる<br>・悪口を言う<br>・無視<br>・こども扱い<br>・仲間はずれにする　など。 | ・十分な食事をあたえない<br>・不衛生な環境で生活させる<br>・必要な医療、福祉サービスを受けさせない　など。 | ・本人の金銭を勝手につかいこむ<br>・障害基礎年金を渡さない<br>・本人の財産を勝手に処分する　など。 |

・差別的扱い
「見えない、聞こえない、歩けない」と言った機能障害を理由に区別する事
・合理的配慮の不提供
障害のある人にも平等に機会を提供しない事（障害、性別、年齢を考慮せず）

# 障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

障害福祉サービス利用者は、介護保険のサービスへスムーズに切り替え頂けるよう、要介護認定の申請を65歳の誕生日及び特定疾患に該当する方の40歳の誕生日の3か月前から受付けております。

## 計画相談員の役割（１）

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携し
介護移行後に利用するサービス調整を行う

**①介護保険のサービス移行へ向けた確認**

対象者の「自分でできること」と「支援が必要なこと」について本人、家族と確認してください。

**②居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの相談、職員と対象者との面談**

障害福祉課から案内の送付を目安に、居宅介護支援事業所ないし対象者の居住地所管の地域包括支援センターに介護移行後のサービス利用について相談してください。

〇要介護１～５ 居宅サービス計画　　居宅介護支援事業所が作成 ⇒居宅介護支援事業所へ相談
〇要支援１～２ 介護予防サービス計画　地域包括支援センター等が作成⇒地域包括支援センターへ相談

※介護度によってケアプランの作成者が異なるため、身体の状態に応じて相談先も異なります。
どちらに相談すべきか判断に迷う場合などは、まずお電話でご相談ください。

# 障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

## 計画相談員の役割（２）

介護保険ケアマネジャーとの連携

**①介護保険のケアマネジャーへの引継ぎ**

本人に了承を得たうえで、利用する居宅介護支援事業所等のケアマネジャーに対し、本人の状況や利用中の障害福祉サービスについて記載のサービス等利用計画の情報提供し、**適切な引継ぎ**をお願いいたします。

**②介護保険のサービスと併給が可能な旨の案内について**

介護保険法の規定による介護給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解が生じないよう、適切なご案内をお願いいたします。

介護移行後の利用サービスの調整にあたり、介護保険のサービスに移行するものと、引き続き障害福祉サービスを利用するものについて、本人や家族、ケアマネジャーと共に整理・振り分けをお願いいたします。

# 障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

障害福祉サービス

介護保険のサービスへの移行へ向けた確認

《居宅介護支援事業所・地域包括支援センター、対象者との介護保険サービス利用に向けた調整》
本人・家族と一緒に実際に現在利用している障害福祉サービスから介護保険のサービスに移行するものと、引き続き障害福祉サービスを利用するもの（訓練等給付・同行援護等）との整理・振り分けを行います。

介護保険のサービスへ移行する障害福祉サービスの利用は誕生日の２日前まで

～64歳 → 65歳到達3か月前 → 65歳

介護保険のサービス

**★要介護認定の申請**
本人・家族の他に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所からの代理申請も可能

**〈介護認定までの流れ〉**

**①認定調査**
調査員による対象者、家族からの聞き取り調査を自宅で実施します。

**②主治医意見書**
市役所より直接医療機関に作成依頼。
※受診が必要な場合があります。

**③介護認定**
審査会により要介護度が決定されます。認定までには1～2か月ほど時間がかかりますので、早めの申請をお願いいたします。

介護保険のサービスの利用は誕生日の前日から

# 障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

○　障害福祉制度と介護保険制度においては、それぞれ様々なサービスが設けられているが、サービスの内容や機能面から、障害福祉サービスに類似する（「相当する」）介護保険サービスがある場合には、障害者総合支援法第７条に基づき、原則介護保険サービスの利用が優先されることになる。

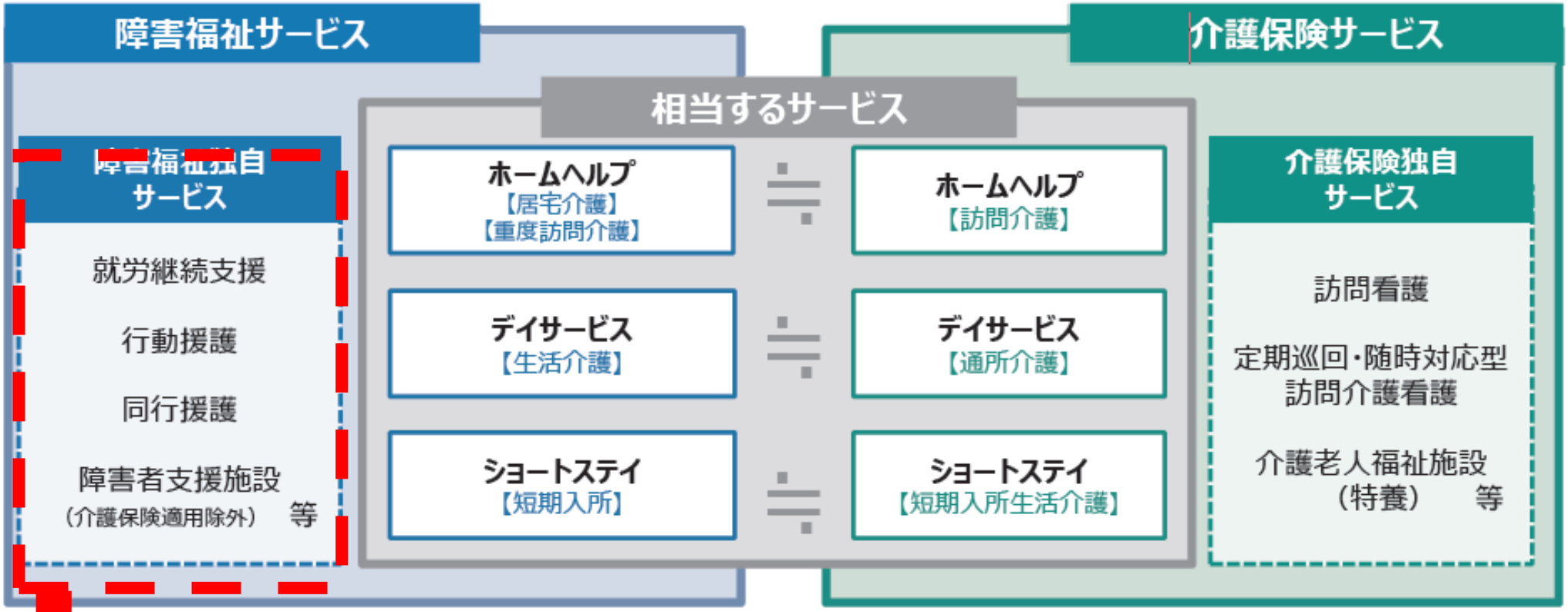


介護保険のサービスに移行後も相当するサービスがない場合は、
引き続き障害福祉サービスの利用が可能です。

# 障害福祉サービスのサービス提供前に必ず確認してください

受給者証に記載されていないサービス、もしくは記載されている支給量を超えて利用したため、遡りで支給申請できないか、という相談が増えています。

## 障害福祉サービス受給者証の確認

障害福祉サービスを利用する場合は船橋市より障害福祉サービス受給者証が発行されています。サービスの提供を始める前に必ず受給者証の内容を確認してください。

## 障害福祉サービス受給者証に記載されている内容

①氏名、受給者番号の確認
②障害支援区分と有効期間の確認
③記載されている障害福祉サービス名と支給期間の確認
④予備欄に記載されている内容の確認（暫定支給期間等）
⑤利用者負担額、期間の確認
⑥食事提供体制加算等の加算の確認
⑦利用者負担上限月額管理事業所名
⑧特定障害者特別給付費
⑨特記事項に記載されている内容の確認（在宅支援、復職支援期間など記載されています）

# 提出期限内に書類の提出をお願いします①

サービス利用計画書案が事前連絡なく提出期限後に提出される事例が多く見られます。過去には1年近く遡って支給決定をやり直す事例も発生しています。

## サービス利用計画書案の提出について

障害支援区分及びサービス更新の場合、支給終了月の２か月前の上旬に計画相談の提出が必要な対象者一覧を計画相談支援事業所に通知し、支給期限の月の１週目には提出するよう依頼しています。またサービス追加や支給量変更などは通常変更日の２週間前の提出を周知しています。

## 提出が締切日を過ぎる場合

①障害福祉課に提出が遅れることを連絡する（いつ頃提出できるか、も伝える）
②利用者及び障害福祉サービス事業所に受給者証発行が遅れることを連絡する（請求に影響が出る場合もある事から必ず連絡してください）
※支給決定期間を過ぎる前に提出してください。

# 提出期限内に書類の提出をお願いします②

標準利用期間が定められている自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、自立生活援助などは、標準利用期間を超えて利用を希望する場合は個別審査会に諮る必要がありますが、延長の意思があるのに締切日を過ぎても提出してこない事業所があります。

## 資料の提出について

支給終了月の２か月前の上旬には障害福祉サービス事業所に対し、標準利用期間を延長する場合は支援記録等の提出をするよう依頼し、締切日（必着）も示しています。

## 締切日に提出がない場合

提出がない場合又は締切日に障害福祉課に到着していない場合は審査会に諮る事はできませんのでご了承ください。
また、事前に事業所に対して、対象者の有無や申請の意思確認の電話連絡を行っていますが、その際に資料作成をしていないため提出期限の延長を希望されるケースがあります。しかしながら、外部委員へ提供するため、締切日の延長は対応致しかねますのでご了承ください。

# 支給決定ができない事例について

次のような事例につきましては障害福祉サービスの支給決定ができません。
サービス利用の相談があった場合やサービス利用計画書作成に当たっては十分注意をし、不明な点は障害福祉課にご相談ください。

## 事例

事例①　重度訪問介護の支援時間中に就業支援を行う事。
サービス等利用計画書（2）にそのような記載がなくても、週間ケア計画に重度訪問介護で就業支援を行うと記載されている事があります。
➡就業中の支援については『重度障害者等就労支援特別事業』がありますので、こちらの制度をご利用ください。

事例②　アルバイトしながら就労系サービスを利用する。
就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型については、一般企業に就労することが困難な方を対象としていることから、支援を受けずに一般就労することが可能な程度まで就労に関する能力が高まっているのであれば、サービスの対象者にはなじまないものとして考えます。請負契約に基づく報酬やインターネット上の収入等を受けている場合も同様です。

# 個別審査会の資料作成について

標準利用期間を超えて利用を希望する場合に必要な支援記録等の記載について、個別審査会委員が「この内容ではどう判断したらいいかわからない」とされた事例がありましたので周知いたします。

## 記載内容について

事例①
アセスメントやサービス担当者会議の記録が、文章として成り立っていない。
（主語がなかったり、メモ書きや殴り書きされたりしている。）

事例②
本人の状態や状況が資料に一切記載されていない。本人の課題と支援内容、対応結果が一致していない、読み取れない。

事例③
支援計画総括表中の、支援内容や評価の文言が使い回されている。

## こういった資料が提出されると・・・

更新の可否が正しく審査できず、差戻しや更新が否決になることがある。
サービス利用者の不利益に繋がる恐れがあるので、十分注意してください。

# 船橋市障害者グループホーム スプリンクラー整備費補助金について①

## 設立の経緯

消防法の改正により、平成２７年４月１日より新たに開設される障害者グループホームについては、原則スプリンクラー設備の設置等が義務付けられました。

これに伴い、本市では、建築基準法並びに消防法の改正により整備が条件付けされた市内障害者グループホームの拡充を促進するため、物件を賃借により新たに障害者グループホームを整備する事業者に対して、スプリンクラー整備費の一部を補助する船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金を創設しました。

## 補助対象

平成２７年４月１日より新たに指定を受けた障害者グループホームのうち、物件の賃借により開設され、スプリンクラーの整備を図るもの。

## 補助額の算定方法

次のア～ウのうち、最も低い額に補助率３／４を乗じた額（千円未満切り捨て）

（ア）スプリンクラー整備に必要な工事費又は工事請負費の実支出額の合計額

（イ）総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

（ウ）１８，０００円×延べ床面積

※消火ポンプユニットが必要な場合は、１施設あたり３，０００千円の加算。

# 船橋市障害者グループホーム スプリンクラー整備費補助金について②

## 相談から補助金交付までの想定スケジュール

| 月 | 市 | 法人 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 7 | | 事前相談 | 窓口での事前相談をご希望の方は担当までご連絡ください。 |
| 8 | | 事前協議申請書提出 | |
| 9 | 内示通知 | 入札参加業者を市へ確認 | 入札参加業者や入札通知書の内容を事前に市に確認すること。 |
| １０ | 入札立会い | 入札、契約・着工 | 入札結果の届出書を提出すること |
| １１ | | 交付申請書提出 | |
| １２ | 交付決定通知 | 工事の進捗確認 | |
| 1 | | 竣工 | 工事の遅延等の問題が生じた場合は速やかに市へ報告すること。 |
| 2 | | 実績報告書・請求書提出 | |
| 3 | 交付確定通知 | | |
| 5 | 補助金交付 | | |

# 契約事務の注意点（障害児通所支援事業所等）

## 利用者との契約管理

利用者と契約した際は、通所受給者証の事業者記入欄に情報を記入してください。

## 通所受給者証の確認

通所受給者証は、基本決定、支給量、負担上限月額、上限額管理事業所等の内容が変更されている場合がありますので、**毎月**必ず確認してください。

（参考）請求時に返戻となる主な場合

| 項目 | 返戻となる場合 |
|---|---|
| 基本決定 | 受給者証の基本決定と一致していないとき |
| 支給量 | 支給量を超えて利用しているとき |
| 負担上限月額 | 受給者証の負担上限月額と一致していないとき |
| 上限額管理事業所 | 上限額管理事業所の設定が誤っていたとき |

# 契約事務の注意点（障害児通所支援事業所等）

## 利用者負担上限月額管理事務依頼（変更）届出書

・申請時に必要なもの：①通所受給者証、②届出書（HPからのダウンロードも可）
・提出締切：２か所以上の事業所を利用し始めた当月末まで
※届出書の書式が療育支援課と障害福祉課で異なります。

療育支援課

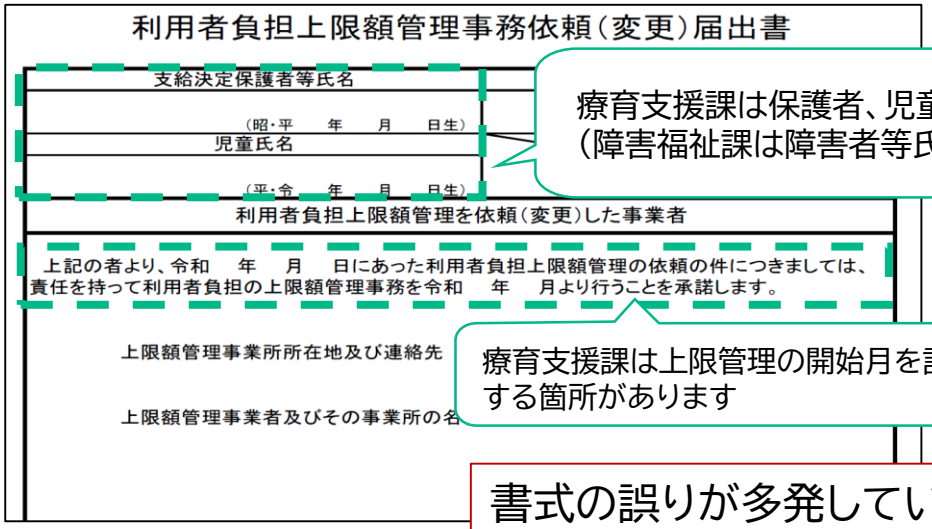


療育支援課は保護者、児童氏名を記入
（障害福祉課は障害者等氏名のみを記入）

療育支援課は上限管理の開始月を記入する箇所があります

障害福祉課

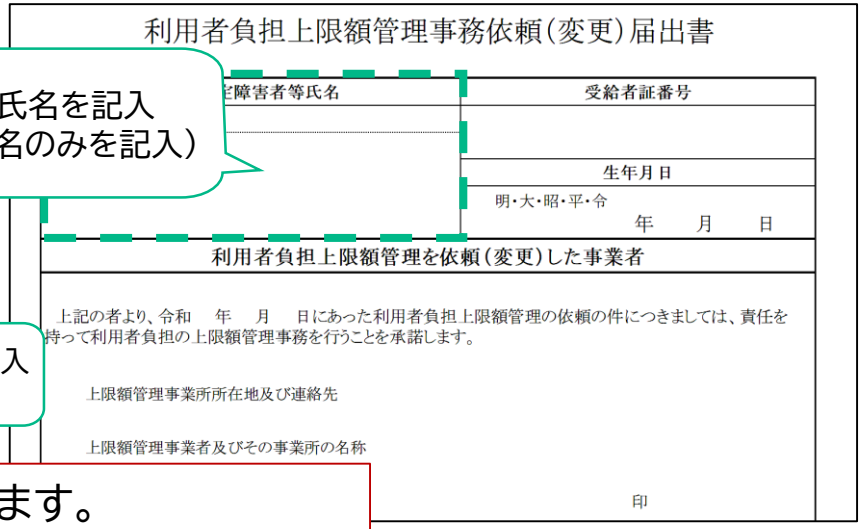


書式の誤りが多発しています。
必ず療育支援課の書式で提出してください。

# 請求事務の注意点（障害児通所支援事業所等）

## 上限額管理事務の日程の厳守

請求の上限額管理における事務について、期限を守らない事業所がいます。
期限を守らないことから請求事務に過剰な負担が発生している場合も見受けられますので、下記の期限を必ず守り請求事務を行ってください。

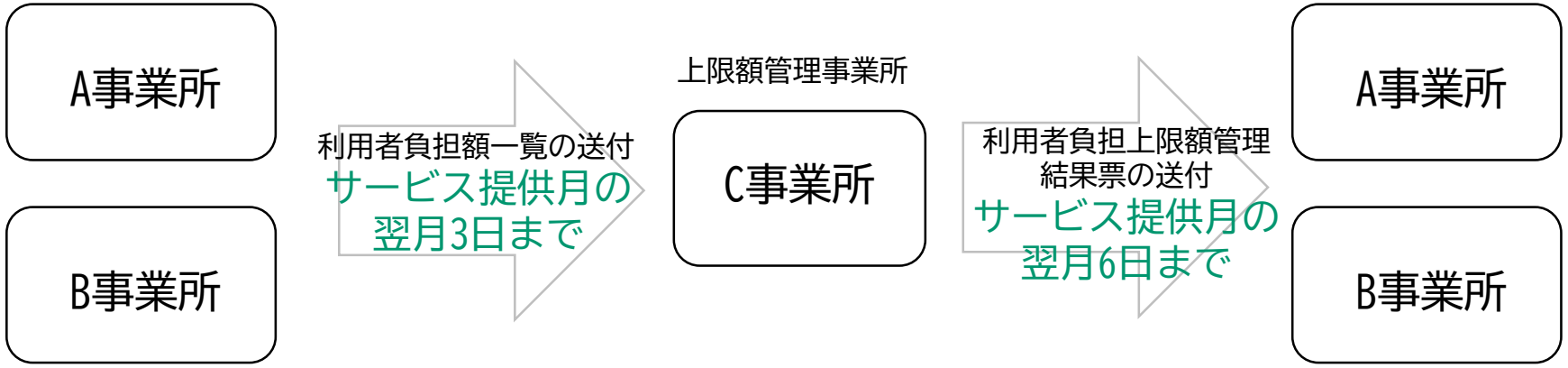

# 請求事務の注意点（障害児通所支援事業所等）

## 上限額管理結果票の再提出の区分

■作成区分「新規」で提出する場合
・初回の請求で上限額管理結果票が国保連返戻になっており、再提出する場合

■作成区分「修正」で提出する場合
・初回の請求で上限額管理結果票は国保連返戻になっていないが、
内容を修正するために再提出する場合（過誤の場合も含む）

上限額管理結果票の作成区分が誤っていると請求が通りません。
必ず確認してから請求するようにしてください。

## 兄弟上限（複数障害児）の管理結果票の提出

■提出方法：原則ＦＡＸ　　■提出締切：毎月15日まで
■請求方法

※国保連には請求明細と実績記録票を、市役所には上限額管理結果票を提出してください。

# 請求事務の注意点(障害児通所支援事業所等)

## 過誤申立

■提出物：過誤申立書（HPからダウンロード）
※療育支援課と障害福祉課で書式が違うので注意
■提出方法：メール、FAX、郵送
■提出締切：毎月末（土・日・祝・12月29日～31日を除く月の最終日）
■再請求の方法：過誤申立をした翌月に再請求をしてください

(例)再請求の方法
【例①】8月中に過誤申立書を提出した場合、9月の請求期間に再請求してください。
【例②】9月中に過誤申立書を提出した場合、10月の請求期間に再請求してください。

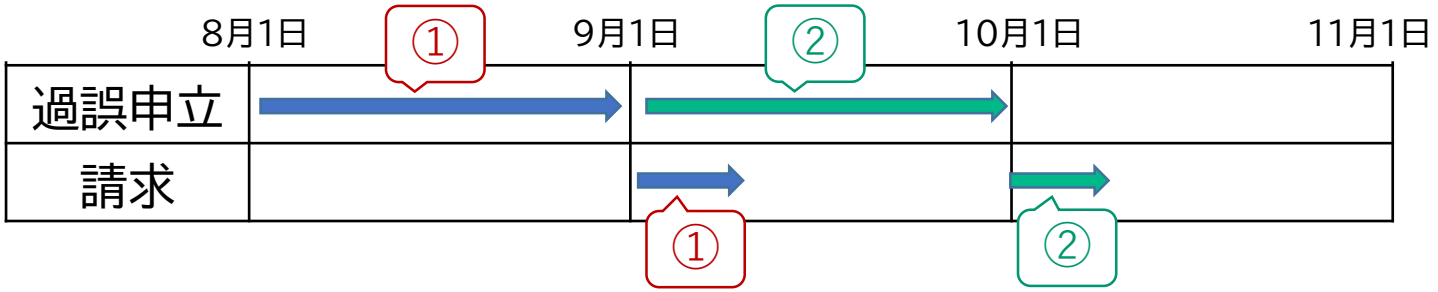

# セルフプランの写しの提供について

Before

保護者の同意書
+口頭での依頼



After

保護者の同意書
の写し
+依頼文

**療育支援課管理給付係あてに申請してください。（窓口又は郵送）**

# 令和６年度障害福祉サービス事業者等集団指導　共通編

令和６年度　船橋市指導監査課　介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導


## １　令和６年度集団指導について

・令和６年度集団指導について（P3）
・緊急連絡先の登録について（P4）

## ２　各種お知らせ等

・障害福祉課からのお知らせ（P6）
・療育支援課からのお知らせ（P22）

## ３　令和６年度基準改正及び報酬改定について（全サービス共通編）

・全サービス共通（P31）

## ４　令和６年度基準改正及び報酬改定について（各サービス編）

・訪問系（P60）※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
・相談系（P68）※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
・通所・入所系（P86）※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援
・グループホーム等（P130）※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所（共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設）
・児童系（P165）※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

# 障害福祉サービス等情報公表制度①

## 制度の目的

・サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されること
・事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されること

## 制度の概要

・事業者は「障害福祉サービス等情報」について、「障害福祉サービス等情報公表システム」（WAM NET）を通じて市へ報告する

☞障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/

☞「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障障発0423第1号）

# 障害福祉サービス等情報公表制度②

## 障害福祉サービス等情報とは

| 障害福祉サービス等情報の区分 | 報告内容 | 根拠法令 |
|---|---|---|
| 基本情報 | ・法人の名称・所在地<br>・事業所の名称・所在地<br>・管理者の氏名、事業所の財務状況等、従業者の数、その他 | ・障害者総合支援法施行規則 別表第１号<br>・児童福祉法施行規則　別表第２ |
| 運営情報 | ・利用者の権利擁護、サービスの質の確保への取組<br>・相談・苦情等への対応、その他 | ・障害者総合支援法施行規則 別表第２号<br>・児童福祉法施行規則　別表第３ |

公表した障害福祉サービス等情報のうち法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号、ホームページ及びメールアドレスについては、修正又は変更があったときに、速やかに市に報告を行い、その他の情報については、年に１回の定期的な報告を行ってください。

# 情報公表未報告減算

## 概要

・令和６年４月から適用開始
・ 障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対し、所定単位数を減算
　　施設・居住系サービス⇒所定単位数の10%
　　その他のサービス⇒所定単位数の5%

## 要件

・障害者総合支援法第７６条の３、児童福祉法第３３条の１８の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで所定単位数を減算。

☞令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問19～22

# 業務継続計画の策定等

## 概要（令和６年４月１日より義務化）

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

研修・訓練については、年１回以上行うことが必要です。

## 補足（業務継続計画に記載する内容）

| イ　感染症に係る業務継続計画 | ロ　災害に係る業務継続計画 |
|---|---|
| a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） | a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） |
| b　初動対応 | b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） |
| c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） | c　他施設及び地域との連携 |

# 業務継続計画未策定減算

## 概要

・令和６年４月から適用開始
・ 基準に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで所定単位数を減算。
　施設・居住系サービス⇒所定単位数の３％
　その他のサービス⇒所定単位数の１％

## 経過措置

・訪問系サービス、相談系サービス、自立生活援助、就労定着支援
　⇒令和７年３月３１日までの間、減算を適用しない。
・その他のサービス
　⇒令和７年３月３１日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

☞令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ＆A(VOL.1)問14、15

# 身体拘束等の禁止①

## 概要（相談系、就労定着支援、自立生活援助を除く）

※赤字は解釈通知追加・変更点

事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはなりません。

身体拘束等を行う場合でも、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。

緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません。

身体拘束等に該当するかどうかの判断にあたっては、下記を参考にしてください。

⇒障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和６年７月改正）

（令和４年４月１日より義務化）

# 身体拘束等の禁止②

## 身体拘束の適正化を図るための措置について

①身体拘束適正化検討委員会の開催

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

③従業者に対する身体拘束等適正化のための研修

# 身体拘束等の禁止③（身体拘束適正化検討委員会の開催）

## 身体拘束適正化検討委員会の開催について　※赤字は解釈通知追加・変更点

① 身体拘束等について報告するための様式を整備
② 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告
③ 委員会において、②により報告された事例を集計し、分析
なお、②により報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要。
④ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止に向けた方策を検討
⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底
⑥ 廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証

※委員会は少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない
※委員会には、第三者や専門家の活用に努めるものとする。
※身体拘束適正化委員会における対応状況については適切に記録の上、５年間保存すること。

# 身体拘束等の禁止④　（指針の整備、従業者研修）

## 指針に盛り込む必要がある項目

ア　身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## 従業者研修

事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要であり、研修の実施内容については記録が必要です。なお、研修の実施に当たっては、虐待防止に関する研修等において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。

# 身体拘束等の禁止⑤　身体拘束廃止未実施減算

## 身体拘束廃止未実施減算とは（相談系、就労定着支援、自立生活援助を除く）

以下の①～④のいずれかに該当する場合、減算を算定。

① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合。

※身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年１回以上開催していない場合

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

④ 身体拘束等の適正化のための研修を年１回以上実施していない場合

## 減算となる期間

・事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間

⇒当該事実が生じた場合、速やかに改善計画を市へ提出し、事実が生じた月から３か月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、改善が確認できるまでの期間について、減算が適用されます。

# 身体拘束廃止未実施減算の改正

## 概要

令和５年４月から全サービス適用開始

※令和６年度報酬改定により、減算額の引き上げ・見直し

身体拘束等の適正化のための措置を講じていない場合

施設・居住系サービス

　減算額を５単位⇒所定単位数の１０％に引き上げ

訪問・通所系サービス

　減算額を５単位⇒所定単位数の１％に見直し。

# 虐待の防止①

## 概要

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません（令和４年４月１日より義務化）。（対象：全サービス）

## 事業所が対応すべき事項について

①虐待防止委員会の開催
※委員会は少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない
②虐待防止のための指針の作成（※）
③従業者に対し、虐待防止のための研修の定期的な実施
④適切に実施するための担当者の配置
（※）指針については、作成することが望ましいとされています。
（※）虐待防止担当者及び管理者は、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましい。
①～③の詳細については、次ページ以降をご確認ください。

# 虐待の防止②（虐待防止委員会の開催）

## 委員会の役割とは

①虐待防止のための計画づくり

　　虐待防止のための研修、労働環境・条件を確認するための実施計画づくり、

　　指針の作成

②虐待防止のチェックとモニタリング

　　虐待が起こりやすい職場環境の確認等

③虐待発生後の検証と再発防止策の検討

　　虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行

# 虐待の防止③（虐待防止委員会の開催）

## 虐待防止委員会での対応について

※赤字は解釈通知追加・変更点

① 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式の整備
② 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、虐待について報告
③ 委員会において、②により報告された事例を集計し、分析
④ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討
⑤ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し分析
⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底
⑦ 再発防止策を講じた後に、その結果について検証

※委員会には、第三者や専門家の活用に努めるものとする。

※虐待防止委員会における対応状況については適切に記録の上、５年間保存すること。

# 虐待の防止④（指針の作成、従業者研修）

## 指針に盛り込む必要がある項目

ア　虐待防止に関する基本的な考え方
イ　虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針
エ　事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
オ　虐待発生時の対応に関する基本方針
カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

※指針については、作成することが望ましいとされています。

## 従業者研修

事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。研修の実施内容については記録することが必要となります。

# 虐待の防止⑤

## よくある指摘事項

運営規程の記載について、下記のような指摘事例が確認されます。
①虐待防止委員会の設置について、記載がない
②虐待防止に関する措置が、努力義務となっている

## 概要

①虐待防止委員会の設置については、運営規程に定めておく必要があります。

②令和４年３月３１日までで努力義務期間は終了しています。運営規程の記載が努力義務のままとなっている場合は、変更をお願いします。

（例）「～措置を講ずるよう努めるものとする」⇒「～措置を講ずる」に変更。

# 虐待防止措置未実施減算

## 虐待防止措置未実施減算とは（対象：全サービス）

以下の①～③のいずれかに該当する場合、所定単位数の１％を減算

① 虐待防止委員会を年１回以上開催していない場合

② 虐待防止のための研修を年１回以上実施していない場合

③ 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない場合

## 減算となる期間

・事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間

⇒当該事実が生じた場合、速やかに改善計画を市へ提出し、事実が生じた月から３か月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、改善が確認できるまでの期間について、減算が適用されます。

☞令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問84

# 衛生管理等（感染症対策）①

## 感染症の予防及びまん延の防止に関する取組
（訪問系、相談系、就労定着支援、自立生活援助）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません（令和６年４月１日より義務化）。

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

研修・訓練については、年１回以上行うことが必要です。

## 補足

・委員会の構成員について、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部のものも含め積極的に参画を得ることが望ましい。

・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

# 衛生管理等（感染症対策）②

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する取組
（訪問系、相談系、就労定着支援、自立生活援助を除く、その他の事業所）

事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません（令和６年４月１日より義務化）。

（１）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施すること。

研修：年２回以上＋新規採用時必須
訓練：年２回以上、行うことが必要です。

## 補足

・委員会の構成員については、幅広い職種により構成するとともに、感染対策担当者を決めておくこと。また、外部の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

・委員会は、他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

# 障害者の意思決定支援の推進①

## 概要

・事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない（基準省令第25条、第57条等）。

（対象：障害児系を除く全サービス）

## 事業所が対応すべき事項について

①アセスメントにあたり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、当該利用者の意思並びに選好並びに判断能力等について丁寧に把握

②サービス担当者会議、及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむをえない場合を除き、障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認する

☞『障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定ガイドラインについて』（平成29年3月31日付障発0331第15号）

# 障害者の意思決定支援の推進②

## 意思決定支援ガイドラインの基本原則（抜粋）

・本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

・職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

・本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

## 参考

☞令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問80、81、83

# 障害者の意思決定支援と個別支援計画

## 解釈通知（抜粋）

・個別支援会議は、意思決定ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。

・利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること（訪問系を除く）。

・相談支援専門員については、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。

・サービス管理責任者については、都道府県が実施するサービス管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。

# 個別支援計画の共有

## 概要

各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない（基準省令第26条、58条等）。
（短期入所、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援を除く全サービス）

## 解釈通知（抜粋）

・サービス管理責任者等は、サービス等利用計画を踏まえた個別支援計画の作成を可能とするため、相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。

【訪問系】モニタリングに際しても、相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。

【その他サービス】モニタリングに際しても、相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。

☞令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ＆A(VOL.1)問82

# 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

## 概要

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める（基準省令第25条、第57条等の解釈通知）。
（相談系、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス）

## 解釈通知より

把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から、十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。

# 管理者の業務の範囲の見直し

## 「報酬改定の概要」より（抜粋）

①管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他の分野のサービス事業所を含む）の管理者又は従業者と兼務できることとする

②管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲において、テレワークにより管理業務を行うことを可能とする。

・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

# 福祉・介護職員等処遇改善加算①

## 概要

・福祉・介護職員処遇改善加算
　福祉・介護職員等特定処遇改善加算
　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
⇒
福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）に一本化し加算率を引き上げ

## 参考通知

☞福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月26日厚生労働省、子ども家庭庁通知）

☞福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ＆A（第2版）（令和6年7月9日）

# 福祉・介護職員等処遇改善加算②

## 主な改正点

・新加算（Ⅰ～Ⅳ）は職種間配分ルールを統一。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に配分することとするが、事業所内での柔軟な配分を認める。

・新加算の要件は①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件の３つ。

・新加算のいずれの区分においても、新加算Ⅳの加算額の１／２以上を月額賃金の改善に充てる。

・令和６年５月３１日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月３１日までの間に新加算のいずれかを新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その２／３以上を月額賃金の改善分として新たに配分する。

・就労定着支援、自立生活援助も対象に。

# 福祉・介護職員等処遇改善加算③

※：加算率は生活介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和６年４月から現行の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和６年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)～(14)を設け、現行の３加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

2

出典：厚生労働省ホームページ「福祉・介護職員の処遇改善」制度概要・全体説明資料（抜粋）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/minaoshi/index_00007.html
ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞福祉・介護職員の処遇改善

# 「常勤」についての考え方

## 両立支援への配慮等

１　「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児・介護の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（治療のための短時間勤務）を利用する場合にも、週３０時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

２　「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児、介護及び治療のための短時間勤務制度を利用する場合、週３０時間以上の勤務で常勤換算での計算上１（常勤）として扱うことを認める。

３　人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。

４　３の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算について、産前産後休暇や育児・介護休業等を取得した当該職員についても、常勤職員の割合に含めることを認める。